

平成26年度 第19回庁議要旨

日時：平成27年1月13日（火）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市消防団員の条例定数の見直しについて（総務部）

市町村が設置する消防団員の総数は、消防力の整備指針（平成12年1月21日消防庁告示第1号【最終改正平成26年10月31日消防庁告示第28号】）により、火災鎮圧予防、災害時における各種業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて決定することとされていることから、消防力の整備指針に則り、適切な消防団員の配置を図るもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市消防団条例（平成17年石巻市条例第276号）第4条第2項中「2,501人」を400人減し、「2,101人」とする。

イ 減数の400人は、石巻市消防団員の組織等に関する規則（平成24年規則第17号）第7条別表第2中における団員（幹部団員を除く）を1,986人から1,586人とする。

ウ 団員400人減の理由

消防力の整備指針に基づき、当市の消防力の見直しを図ったところ、団員定数を「2,101人」とすることが適正であると判断される。

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 石巻市消防団員の組織等に関する規則の一部改正

ウ 施行予定年月日 平成27年4月1日

2 大宮町津波避難タワーの運用開始について（総務部）

津波発生時において人命が失われないよう、高台や浸水区域外に迅速に避難できない沿岸部において、津波発生時に高台等への避難が遅れた方々がより迅速に避難できるように津波避難タワーを整備し、地域の安全と安心を図るもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市津波避難タワー設置条例の制定

(ア) 制定内容

- ・設置目的：津波から市民の生命と身体を守る。
- ・名称及び位置：大宮町津波避難タワー 大宮町3番15号
- ・施設の使用：津波発生時には避難施設として、平時には防災訓練等に使用する。

イ 場所・構造等

(ア) 地番：石巻市大宮町3番15（渡波保育所跡地）

(イ) 構造：敷地1,405㎡に鉄骨平屋建て、床面積127㎡、建築面積195㎡、塔脚部9m、軒高13.4m高床式住居、南北2か所に階段を設置

(ウ) 設備等：居室部に100人、屋上に100人、合計200人が避難可能。室内には簡易トイレ設置場所2か所、収納型ベンチを設置し飲料水、食糧、毛

布などの災害時備蓄品を収納。室内に移動パーテーションを設置し、最大で3分割することが可能

(エ) 屋 上：太陽光パネルと室内の蓄電装置により、3日間は停電時にも照明などが使用可能。ヘリコプターによる救助を想定し、夜間でも視認できるように照明ランプを設置

(オ) 非常用通信：簡易無線機

(カ) 入 口：震度5以上で自動解除されるキーボックスを設置

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例を提案

イ 施行予定等 公布の日から施行

ウ 平成27年3月末 大宮町津波避難タワー完成

3 石巻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について（健康部）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」において介護保険法等が改正され、これまで国の法令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について市町村が条例で定めることとされたことにより、条例の制定等を行うもの。

(1) 主な内容

ア 条例制定（第3次一括法関係）

(ア) 石巻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(イ) 石巻市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基
準を定める条例

※以下独自基準以外は、厚生労働省基準省令を準用する。

（市独自基準）

石巻市暴力団排除条例の施行に伴い、申請者の要件として、申請者の役員等が、石巻市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等であるものを除くこと及び指定介護予防支援の提供に関する記録の保存年限について、2年間（省令基準）を5年間（市基準）に定めることなど。

イ 条例一部改正（第1次・第2次一括法関係）

(ア) 石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例

(イ) 石巻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定
地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例

(ウ) 石巻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者介護
予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

（市独自基準）

指定地域密着型サービスの事業の一般原則、指定地域密着型介護老人福祉施設入所
者生活介護の基本方針等に「地域包括支援センター」を加えることや指定認知症対応

型通所介護事業者における非常災害対策を加える。

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例を提案

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

4 道路占用料、公共物使用料、公園占用使用料の見直しについて（建設部）

本市の道路占用料及び公園占用使用料は、市域内の国道占用料と整合性を図るため、従前から国の定めた占用料単価に準拠している。平成26年4月1日に国の道路占用料単価が改定されたことから、本市の道路占用料及び公園占用使用料の改定を行い、国県道との整合性を図るものである。また、公共物使用料については、これまで、宮城県公共用財産管理条例の単価を準拠してきたが、県によると公共用財産管理条例の改定は、未定とのことであり、このまま改定を保留した場合、改定後の道路占用料単価より公共物使用料単価が高くなり、整合性が図れないことから、今回、別々の基準を準拠していたものを道路占用料の単価とすることに改める。

(1) 主な内容

ア 道路占用料

(ア) 所在地区分の改定

本市は、今まで甲地（都の特別区、人口50万人以上の市）、乙地（甲地以外の市）、丙地（町及び村）の3段階区分の乙地であったが、今回、第一～第五級地の5段階に細分化され、第四級地に改定された。

- ・第一級地：土地の平均価格が都の特別区及び政令市要件を満たす人口50万人以上の市の土地の平均価格以上の市町村
- ・第二級地：土地の平均価格が特例市要件を満たす人口20万人以上の市の土地の平均価格以上で第一級地以外の市町村
- ・第三級地：土地の平均価格が人口20万人未満の市の土地の平均価格以上で第一級地及び第二級地以外の市町村
- ・第四級地：土地の平均価格が町村の土地の平均価格以上で第一級地、第二級地及び第三級地以外の市町村
- ・第五級地：その他の市町村

(イ) 石巻市道路占用条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の見直し
- ・定率物件（高架下の駐車場等）の率の見直し
- ・道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れのある工作物等の細分化（2区分から3区分に細分化）

イ 公共物使用料

(ア) 石巻市公共物管理条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の見直し

ウ 公園占用使用料

(ア) 石巻市都市公園条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の見直し

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

5 地区計画区域内における建築物の制限について（建設部）

石巻市復興整備計画に基づき、東日本大震災による集団移転先として、被災市街地復興土地区画整理事業施行地区のひとつである新蛇田地区、新渡波地区及び新渡波西地区において、現在、造成工事が進められており、平成27年春から宅地供給の開始（新蛇田地区及び新渡波地区については一部供給開始済）を予定しているが、当該区域は市街化調整区域となっている。宅地供給の開始に当たり、市街化区域編入に先立って、健全な新市街地形成を推進し秩序ある良好な住環境の確保を図るため、都市計画法による地区計画が導入されることから、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

適用区域に新たに新渡波西地区を追加し、新蛇田地区、新渡波地区及び新渡波西地区に次の制限を規定する。

	建築してはならない建築物	容積率	敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
低層住宅地区A B（変更）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)一戸建ての住宅 (2)兼用住宅 (3)附属建築物 ※以上既決定分 (4)巡査派出所、公衆電話所等 (5)集会所（A地区に限る） (6)店舗、飲食店（B地区に限る） (7)老人ホーム、保育所等（B地区に限る） (8)診療所（B地区に限る）	8 / 10	新蛇田 175㎡ 新渡波 新渡波西 185㎡	外壁等の面から全ての敷地境界線までの距離 1m以上	10m
沿道業務地区（新規）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)兼用住宅、共同住宅、寄宿舎等 (2)老人ホーム、保育所等 (3)診療所 (4)巡査派出所、公衆電話所等 (5)老人福祉センター等 (6)店舗、飲食店、事務所等 (7)神社、寺院等（新蛇田地区に限る） (8)病院 (9)展示場（新蛇田地区に限る） (10)自動車修理工場（新蛇田地区に限る） (11)学校、図書館（新渡波地区に限る） (12)附属建築物	—	—	外壁等の面から全ての敷地境界線までの距離 1m以上	20m
復興公営住宅地区（新規）	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)一戸建ての住宅（新渡波地区、新渡波西地区に限る） (2)共同住宅、長屋 (3)集会所 (4)巡査派出所、公衆電話所等 (5)附属建築物	新蛇田 10 / 10 新渡波 新渡波西 8 / 10	—	—	10m

既存住宅地区 (新規)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物				
	(1) 一戸建ての住宅				
	(2) 兼用住宅				
	(3) 共同住宅、寄宿舎等				
	(4) 学校				
	(5) 老人ホーム、保育所等	8 / 10	—	—	—
	(6) 診療所				
	(7) 巡査派出所、公衆電話等				
	(8) 老人福祉センター等				
	(9) 店舗、飲食店				
(10) 附属建築物					

※容積率とは、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

※新蛇田地区、新渡波地区について低層住宅地区を、想定する用途地域により低層住宅地区A、低層住宅地区Bに地区の名称を改める（新たに適用区域に追加する新渡波西地区についても同様の地区名称とする。）。

※新蛇田地区に新たに沿道業務地区、復興公営住宅地区を定める。

※新渡波地区に新たに沿道業務地区、復興公営住宅地区、既存住宅地区を定める。

(2) 今後の予定

- ア 平成27年2月5日 都市計画審議会
 - イ 同年2月下旬 都市計画決定の告示（予定）
 - ウ 同年2月 平成27年市議会第1回定例会へ条例改正を提案
 - エ 同年4月 段階的に供給開始（予定）
- ※新蛇田地区、新渡波地区は一部供給開始済

6 湊こども園における学校医等の公務災害補償について（教育委員会・福祉部）

幼保連携型の湊こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）における、教育基本法に基づく「法律に定める学校」であり、かつ、児童福祉法に規定する「児童福祉施設」として位置付けされている。学校には、学校保健安全法に基づき、「学校医」「学校歯科医」及び「学校薬剤師」を置くこととされており、湊こども園においても学校保健安全法が適用され、学校医等を置くこととなるため、その公務災害補償についても同様に規定する必要があることから、関連する条例及び規則を整備するもの。

(1) 主な内容

平成27年4月開園予定の湊こども園に、学校保健安全法の適用により、公立幼稚園と同様に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くことに伴い、公務又は通勤上の災害に対する補償に関しても同様に関連条例及び規則を整備する。なお、学校医等の報酬額については、公立幼稚園と同様の基本額（単価）とする。

ア 関連する条例等の整備について

- (ア) 石巻市立学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正
- (イ) 石巻市立認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の制定（新規）
- (ウ) 石巻市教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会に条例改正を提案
- イ 平成27年4月 湊こども園開園

7 教育委員会制度改革について（教育委員会）

現在の教育委員会制度は、地方教育行政において、首長から一定の距離を置く独立した行政機関として昭和23年に導入された。

近年、教育委員会制度について様々な議論が行われてきたところであるが、大津市のいじめ自殺問題等を契機に、教育委員会制度に関する諸課題について抜本的な改革を行うこととした「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）が、平成26年6月20日に公布、平成27年4月1日に施行されることから、本市においても関連する例規等を整備するもの。

(1) 主な内容

ア 教育委員会制度改革について

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、教育委員会の審議の活発化、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し等、教育委員会制度の抜本的な改革を図るもの。

- (ア) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置（経過措置あり）
- (イ) 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化（教育委員会の審議の活発化）
- (ウ) 「首長が招集する「総合教育会議」をすべての地方公共団体に設置
- (エ) 教育に関する「大綱」を首長が策定
- (オ) 国の関与の見直し

イ 関連する条例の整備について

現行の教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員としての特別職の身分と、教育委員会が任命する教育長としての一般職の身分を有していたが、改正法により、新「教育長」は、首長が議会の同意を経て任命・罷免する職となることから、特別職の身分のみを有するものとなる。そのため、具体的な事務執行を行うこと等その職責職務内容に鑑み、常勤とすること、勤務時間中の職務専念義務が課されることとされていることから、条例制定及び関係条例の一部を改正するもの。

ウ 関連する規則等の整備について

- (ア) 改正法により変更となる以下の項目について、関係規則等の一部を改正するもの（主な改正点）
 - ・教育委員長制度の廃止関係
 - ・新「教育長」の身分、服務関係
 - ・新「教育長」の職務関係
 - ・教育委員会の組織関係
 - ・教育委員会の会議関係
- (イ) 改正法により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」が設置され、教育に関する「大綱」を首長が策定することとされていることから、新たに整備するもの。

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会に条例及び条例の一部改正を提案
- イ 平成27年3月下旬 市長部局所管の規則改正等
- ウ 平成27年3月下旬 教育委員会第3回定例会にて教育委員会関係規則等の審議

[報告事項]

1 地域再生計画の認定申請について（復興政策部）

平成26年の第187回国会（臨時会）において、地域再生法の一部を改正する法律が成立し、各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化するとともに、地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みが構築された。

本市は地域活性化モデルケースに提案・選定されているが、改正地域再生法に基づく地域再生計画の認定については、地域活性化モデルケース選定団体を中心に進められると考えられ、本市においても地域再生計画の認定を受けるとともに、中心市街地活性化基本計画についてもワンストップで認定手続きを行おうとするもの。

(1) 主な内容

「津波復興拠点を核とした地域包括ケアの展開」「かわまちづくりと連動した賑わいと安らぎのある、歩いて暮らせるまちづくりの推進」「文化芸術活動の推進による人との豊かなふれあいと、歴史的資源を活かした安らぎのある空間づくりの推進」の3つを柱とした各種事業に取り組む。

ア 津波復興拠点を核とした地域包括ケアの展開

(ア) 次世代型地域包括ケアシステムの構築

(イ) JR石巻駅前の津波復興拠点化

- ・石巻市立病院の移転新築
- ・(仮称)防災センターの整備
- ・(仮称)ささえあいセンターの整備

イ かわまちづくりと連動した賑わいと安らぎのある、歩いて暮らせるまちづくりの推進

(ア) 中心市街地の商業・観光拠点づくり

- ・市街地再開発事業等による住宅の整備
- ・(仮称)生鮮マーケットの整備
- ・水辺と緑のプロムナードの整備
- ・中瀬地区の整備
- ・復興祈念公園の整備
- ・防災マリーナの整備

ウ 文化芸術活動の推進による人との豊かなふれあいと、歴史的資源を活かした安らぎのある空間づくりの推進

- ・複合文化施設の建設
- ・旧石巻ハリストス正教会教会堂
- ・陶芸丸寿かんけい丸の保存、整備、活用

※中心市街地活性化基本計画についてもワンストップで認定手続きを行う。

※平成26年12月24日に提出

(2) 今後の予定

平成27年1月中～下旬 地域再生計画の認定（中心市街地活性化基本計画も同時に発効）

2 震災記憶伝承及び震災遺構の選定・保存方法に関する提言書について（復興政策部）

震災復興基本計画（平成23年度～平成32年度）における重点プロジェクトの一つである「未来への伝承プロジェクト」が示す施策の実現のため、石巻市震災伝承検討委員会において、震災の記憶の伝承手法、震災遺構の選定及び保存方法等について協議してきた結果、門脇小学校を震災遺構として保存・活用する提言を受けたもの。

(1) 主な内容

ア 提言（一部抜粋）

(ア) 震災遺構について

- ・震災被害の痕跡を残す施設が少なくなっているが、旧門脇小学校校舎は、津波被害の痕跡のみならず、東日本大震災でクローズアップされた津波火災の痕跡も残している唯一の施設である。被害の状況や、防災、減災を後世に伝える重要な施設であることから震災遺構として保存・活用すること。
- ・旧門脇小学校校舎の保存は、被災住民にとってより強く震災当時の記憶を呼び起こすものであるため、周辺住民の感情を十分に考慮すること。
- ・震災遺構については、写真や映像では体感することができない被災の規模や状況を伝えるだけでなく、防災・減災対策に対する意識の醸成、防災教育の効果的な素材として活用すること。

(イ) 震災記録について

- ・震災を通じて得られた教訓を広く後世に伝えるため、震災に関連する様々な記録を収集すること。
- ・被災した状況に加え、復興の進捗状況や市民活動などについて、石巻市だけでなく、周辺市町とも連携しながら、記録・情報を収集するとともに、発災時の放射能対策や放射線量計測の実態、その後の風評被害対策等についても情報を発信・共有すること。
- ・収集した情報のアーカイブ化を進め、今後の防災・減災対策や防災教育に活用すること。

イ 付帯意見（一部抜粋）

(ア) 旧門脇小学校校舎の保存部分について

本来、校舎の全体保存が望ましいと考えます。しかし、周辺住民の意向を考慮すると、一部解体し、規模をある程度縮小することもやむを得ません。その場合には、旧門脇小学校校舎の特徴である地震・津波・火災の3つの被災状況や被災時の避難経路などが分かるよう保存箇所を検討する必要があります。

(イ) ガイダンス機能の必要性

旧門脇小学校校舎は単に残すだけでなく、ガイダンス機能を併せて整備し、被災時の状況や被災の大きさ、避難経路などについて、語り部などの事業と連携を図り、見学者に分かりやすく鮮明に伝える必要があります。

(ウ) 周辺住民への配慮

旧門脇小学校校舎の保存は、被災住民にとってより強く震災当時の記憶を呼び起こすものとなります。住民の意向でも、被災した旧門脇小学校校舎を見ることが辛いという意見もあることから、植栽の活用、目隠しをするなど、周辺環境への調和と周辺住民への配慮を最大限検討していく必要があります。

(エ) 復興祈念公園等整備事業との連携

旧門脇小学校校舎及びガイダンス機能並びに校舎前グラウンドの整備については、復興祈念公園整備事業及び関連他事業との調整、連携を図り、一体的な活用が可能となる整備を行う必要があります。また、校舎前グラウンドについては、地域のまちづくりに役立つ施設や、遺構施設利用者の利便性が図れる活用方法を併せて検討する必要があります。

(オ) 整備保存・維持管理について

震災遺構については、保存、整備に係る一時的費用のほか、維持保存に膨大な経費を要することから、その維持管理の在り方を十分に検討するとともに、景観や保存方法については、専門的知見を活用して、経費を最小限に抑えた整備に努める必要があります。

(2) 今後の予定

ア 庁内検討組織を設置して検討を進める。

3 行政手続の見直しについて（総務部）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）が、平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行される。今回の法律改正は、法令等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求めることができる「処分等の求め」の手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の手続を新設すること等により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的としたものであり、このような趣旨及び目的ののっとり、石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）においても、行政手続法の改正内容を参酌し、より一層適正な行政手続制度の構築を図るため、改正を行うもの。

(1) 主な内容

ア 行政指導の際における処分の根拠の明示【新規追加】

—行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使しうる旨を示すときは、その根拠等の明示を義務付け—

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠（①根拠法令の条項、②当該条項に規定する要件、③当該権限の行使が要件に適合する理由）を示さなければならないこと。

イ 行政指導の中止等の求め【新規追加】

—法令違反行為の是正を求める行政指導の中止等を求める手続を新設—

(ア) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができること。

(イ) 市の機関は、行政指導の中止等の申出書の提出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこと。

ウ 処分等の求め【新規追加】

—法令違反の是正のためにされるべき処分・行政指導を求める手続を新設—

(ア) 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、申出書を提出し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができること。

(イ) 当該行政庁又は市の機関は、処分等の求めの申出書の提出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこと。

エ 条項及び文言の整理

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

4 石巻市津波避難場所管理協定の締結について（総務部）

本市の津波避難困難区域において、津波から市民の安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、津波避難場所を整備している。津波避難施設を整備することで、本市の防災対策の推進を図るとともに、避難ビルに指定し補助金を交付することで、早期に復旧を目指す民間事業者の一助として、併せて本市の産業復興を図るもの。

(1) 主な内容

津波避難ビル（第9号）の概要

ア 所有者 株式会社上野総建 代表取締役 阿部耕衛

イ 施設名 株式会社上野総建倉庫

ウ 住所 石巻市鹿妻南五丁目5番24号

エ 構造 鉄骨造2階建

オ 避難スペース 屋上及び2階会議室及び多目的スペース（合計約135㎡）

カ 収容人員 約116人

キ 協定締結日 平成26年12月22日

5 ささえあい総括センターの移転について（福祉部）

平成23年11月1日から、本市が実施する被災者生活支援事業を石巻市社会福祉協議会へ委託し、旧明友館及びプレハブ事務所（不動町二丁目16番10号）をささえあい総括センターとして使用し事業を実施してきたが、平成27年5月から同地区へ堤防・高盛土道路にかかる企業の代替地を造成するため、建物の解体が必要となった。

総合福祉会館みなと荘は平成27年4月1日に新築移転することとしており、移転後の旧総合福祉会館みなと荘は、跡地利用決定後に解体することとしているが、解体するまでささえあい総括センターとして建物を使用することにより、被災者生活支援事業を継続するもの。

(1) 主な内容

仮設住宅等における訪問支援事業及び生活相談事業を継続するため、平成27年4月1日にささえあい総括センターを旧総合福祉会館「みなと荘」に移転する。

(2) 今後の予定

- ア 平成27年3月31日 総合福祉会館みなと荘の移転（八幡町一丁目6番22号）
- イ 平成27年4月1日 旧総合福祉会館みなと荘にてささえあい総括センター開設
- ウ 平成27年5月 旧明友館及びプレハブ事務所解体

6 建築確認申請手続きの見直しについて（建設部）

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）及び建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）が公布され、建築確認申請手続きが見直しされたことに伴い、本市条例についても必要な改正を行うもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市建築基準等に関する条例の一部改正

- (ア) 構造適合性判定について建築主事を経由することなく、建築主が、都道府県知事または指定構造計算適合性判定機関に直接申請できることから、構造適合性判定手数料の条文を削除する。
- (イ) 特定行政庁のみが承認することができる建築物の仮使用について、指定確認検査機関においても認定できるものとする。
- (ウ) 建築基準法第60条の3（特定用途誘導地区）の新設により、ただし書き許可の許可申請手数料について追加し、その額は16万円とする。

※特定用途誘導地区

都市機能誘導区域（立地適正化計画で定める。）に通常の利用地域等の制限を超えて建築物を建築する必要があると認められる区域

	改正後	現行
構造適合性判定の申請手順	①建築主が都道府県知事または指定構造計算適合性判定機関に直接申請する ②建築主が構造適合性判定手数料を指定構造計算適合性判定機関（計画通知は都道府県知事）に支払う	①建築主が確認申請時に合わせて建築主事に申請する ②市が構造適合性判定手数料を徴収する ③市が構造適合性判定を指定構造計算適合性判定機関（計画通知は都道府県知事）に依頼する ④市が構造適合性判定手数料を指定構造計算適合性判定機関（計画通知は都道府県知事）に支払う
構造適合性判定手数料	削除	140,000円～640,000円 ※床面積や使用する計算プログラムによって異なる。
建築物の仮使用承認	特定行政庁のみでなく、指定確認検査機関においても認定できるものとする	特定行政庁のみが承認

(2) 今後の予定

- ア 平成27年市議会第1回定例会へ条例の一部改正を提案
- イ 施行予定年月日 平成27年6月1日
- ウ 平成27年6月1日 建築基準法の一部を改正する法律施行（予定）

7 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改定について（建設部）

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から住宅性能評価書を利用した長期優良住宅建築等計画認定申請が可能となった。申請者の負担の軽減及び認定審査事務の合理化のため、従来の長期優良住宅の認定方法に加えて、住宅性能評価書を活用した認定事務実施体制を整備し、併せてその場合の手数料を設定するもの。

(1) 主な内容

長期優良住宅計画認定申請手数料に新たな区分を追加する。

区分		認定申請手数料（棟単位・円）		
		現行		新規追加
建築物の用途	床面積の合計	登録住宅性能評価機関が交付する「技術的審査の適合書」を添付して申請する場合	建築主が本市に直接申請する場合	品確法第5条第1項に規定される「住宅性能評価書」を添付して申請する場合
一戸建ての住宅	—	6,000円	45,000円	15,000円
共同住宅等	$S < 500 \text{ m}^2$	12,000円	106,000円	57,000円
	$500 \text{ m}^2 < S < 1,000 \text{ m}^2$	21,000円	170,000円	91,000円
	$1,000 \text{ m}^2 < S < 2,500 \text{ m}^2$	31,000円	335,000円	171,000円
	$2,500 \text{ m}^2 < S < 5,000 \text{ m}^2$	57,000円	601,000円	294,000円
	$5,000 \text{ m}^2 < S < 10,000 \text{ m}^2$	99,000円	1,030,000円	452,000円
	$10,000 \text{ m}^2 < S < 20,000 \text{ m}^2$	163,000円	1,910,000円	823,000円
	$20,000 \text{ m}^2 < S < 30,000 \text{ m}^2$	200,000円	2,730,000円	1,120,000円
	$30,000 \text{ m}^2 < S$	213,000円	3,340,000円	1,360,000円

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会へ条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成27年4月1日

8 あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について（建設部）

宮城県が平成3年から実施した仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区にふ頭用地の造成を目的とした公有水面の埋立てにより生じた土地（95,440.25平方メートル）を確認し、市域に加えるもの。

(1) 主な内容

市の区域内にあらたに土地を生じた場合、及び区域の変更を行う場合は、地方自治法により、議会の議決を経て県知事に届け出なければならないと定められている。

平成3年8月公有水面埋立法により開始した石巻市雲雀野地区の整備（95,440.25平方メートル）が竣功認可したことに伴い、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を石巻市の区域内に生じた土地として確認し、併せて石巻市の町の区域に加えようとするもの。

(2) 今後の予定

平成27年市議会第1回定例会議決後、石巻市長が告示を行い、その後告示した旨を宮城県に通知する。

以上